

半田市産業・観光振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市の産業及び観光における振興計画を策定するため、半田市産業・観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 半田市産業・観光振興計画案の調整及び決定
- (2) その他計画策定にかかる重要事項の決定

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 産業関係者
- (2) 観光関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民団体の代表者

2 委員の定数は、20名以内とする。

3 委員の任期は、半田市産業・観光振興計画策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条の委員の中から市長が任命する。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要に応じ、委員会の会議にその構成員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、半田市産業・観光振興計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次の事項を所掌する。

(1) 半田市産業・観光振興計画原案の策定

(2) その他必要事項の調査及び検討

3 作業部会は、市長が別に指名した部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

(作業部会の会議)

第7条 作業部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民経済部産業課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。